

国際展示場施設利用規約

1 目的

この規約は、国際展示場を適正かつ円滑にご利用いただくために必要な事項を定めたものです。

2 利用申込及び利用承認

- 国際展示場の利用を申込む方（以下「利用者」という。）には、国際展示場施設利用申込書（以下「申込書」という。）を、株式会社幕張メッセ（以下「当社」という。）に提出していただきます。これを受けて当社は、利用者へ、国際展示場施設利用承認書（以下「承認書」という。）を発行いたします。
- 承認書の発行をもって申込手続は完了となり、利用者へ、承認書記載の利用期間及び利用日程のとおり、展示ホール、屋外展示場、会議室、特別会議室（以下「展示ホール等」という。）をお貸しいたします。

3 利用目的

利用者は、展示ホール等を承認書記載の利用目的以外の目的で利用することはできません。

4 使用料金

- 利用者には、展示ホール等の使用料として、幕張メッセ国際展示場使用料金表に基づく会場使用料をご負担いただきます。また、利用期間中に展示ホール等において使用した冷暖房、電気、上下水道、ガスの使用料（以下「その他使用料」という。）についても、利用者にご負担いただきます。
- 会場使用料は承認書記載のとおりとし、利用開始日前の承認書記載の支払期限までにお支払いいただきます。
- その他使用料は、利用終了後6週間以内にお支払いいただきます。
- お支払いの際に発生する振込手数料については、利用者のご負担とさせていただきます。また、日本国外からお支払いいただく場合は、日本円でのお支払いのみとさせていただきますとともに、その際に発生する送金その他振込手数料についても利用者のご負担とさせていただきます。
- お支払いいただいた会場使用料及びその他使用料は、原則としてお返ししません。

5 利用承認に基づく権利の譲渡等禁止

利用者は、展示ホール等の利用承認に基づく権利の全部または一部を第三者に譲渡し、または転貸することはできません。

6 造作設置及び現状変更

利用者は、承認書記載の展示ホール等に展示小間等の造作物、展示物、備品等（以下「造作物等」という。）を設置することができます。ただし、利用者は、当社の承諾なく、展示ホール等の施設及び設備そのものの現状に変更を加えることはできません。

7 利用変更及び取消

承認書発行後、利用者の都合により、承認書記載の利用内容を変更（一部取消を含む。以下同じ。）するとき、または全部を取消するときは、利用者には、当社の了承を得たうえで、次のいずれかの手続をとっていただきます。

- 承認書記載の利用内容を変更するときは、国際展示場施設利用承認事項変更届（以下「変更届」という。）を提出していただきます。その際、変更後の利用内容をすべて記載してください。これを受けて当社は、利用者へ、国際展示場施設利用承認書（変更後）（以下「変更承認書」という。）を発行し、これをもって変更手続は完了となります。ただし、一部取消のときは、変更手続が完了しても、一部取消にかかる支払い済みの会場使用料についてはお返ししません。
- 承認書記載の利用内容の全部を取消するときは、変更届を提出していただきます。その際、変更届の利用日程は空欄にしてください。これを受けて当社は、利用者へ、変更承認書を発行し、これをもって変更手続は完了となります。ただし、変更手続が完了しても、支払い済みの会場使用料についてはお返ししません。

8 善管注意義務

利用者には、展示ホール等を善良なる管理者の注意をもって利用していただくとともに、この規約のほか、国際展示場利用マニュアル、防災指針、幕張メッセ国際展示場使用料金表、展示ホール等の管理上必要な事項の利用者への通知その他国際展示場の内外に掲示してある事項等（以下「利用上の諸規則」という。）を遵守していただきます。なお、次に掲げる事項には特にご注意をお願いいたします。

- 利用者は、承認書記載の内容に従って誠実に催物を開催すること。
- 利用者は、承認書記載の展示ホール等以外の場所で、当社の承諾なく、展示行為、販売行為、広告宣伝行為、勧誘行為等をしないこと。
- 利用者は、公の秩序と善良な風俗に反する行為をしないこと。
- 利用者は、催物の会場設営及び運営の計画について、当社と綿密な打合せをすること。
- 当社は指定業者制を採っていないため、利用者は、会場設営及び運営に関わるすべての業者（電気・水道・警備・清掃業者等）を自ら手配すること。
- 催物開催の際に必要な関係官庁（消防署、警察署、保健所、税関等）への届出及び許可申請等はすべて利用者が行うこと。
- 利用者は、搬入出車両、来場者車両の整理・誘導計画、来場者の整理・誘導計画及び緊急時の対応方法等を記した警備マニュアルを作成し、安全かつ円滑な車両及び来場者誘導を徹底させるとともに、事件、事故の防止に努めること。

- 利用者は、資格を有する防火責任者を選任し、火災防止に努めること。
- 利用者は、国際展示場の施設、設備、備品等の毀損及び滅失がないように努めること。
- 利用者は、利用期間中に催物の関係者及び来場者に関わる事件、事故等が発生した場合には、責任を持って対応すること。
- 喫煙については当社指定の喫煙所で行うこと。

9 展示ホール等への立入

施設保全や点検など管理業務上必要があるときは、当社及び当社指定の関係会社の社員は、あらかじめ利用者の承諾を得たうえで、展示ホール等に立入らせていただきます。ただし、自然災害、火災、盗難、事故など緊急対応を要する場合には、利用者の承諾を得ることなく、展示ホール等に立入らせていただきます。

10 原状回復及び返却

- 利用者には、利用期間の満了までに、展示ホール等に設置した造作物等を撤去し、展示ホール等を原状に回復して、返却していただきます。
- 利用承認が取消となったときは、利用者には、直ちに展示ホール等に設置した造作物等を撤去し、展示ホール等を原状に回復して、返却していただきます。
- 利用者が原状回復をしなかったときは、当社は、展示ホール等に設置された造作物等の所有権が放棄されたものとみなして、これを利用者の費用負担をもって任意に処分し、原状回復することができます。これに対して、利用者は、当社に一切の異議の申立、請求等はありません。
- 利用者は、展示ホール等の返却に際し、当社に対して、造作物等の買取、移転料その他一切の請求はできません。

11 反社会的勢力の排除

- 展示ホール等の利用が暴力団の利益となる利用であると認められるときは、当社は展示ホール等の利用承認をいたしません。
- 利用承認をした後に、当該利用が暴力団の利益となる利用であることが判明したときは、当社は利用承認を取消します。なお、そのときは、支払い済みの会場使用料についてはお返ししません。
- 当社は、展示ホール等の利用について暴力団との関係が疑われる情報を入手したときは、千葉県を通じて千葉県警察本部に照会し、意見を聞くことがあります。
- 利用者には、展示ホール等の利用が暴力団の利益となる利用でないことを確約していただきます。

12 利用承認の取消

- 当社は、次のいずれかに該当するときは、利用承認を取消し、または利用の制限をすることがあります。
 - 利用者が、会場使用料を承認書記載の支払期限までに支払わなかったとき。
 - 利用者が虚偽の申込をしたとき、または承認書記載の利用目的と著しく異なる利用をしたとき。
 - 利用者がこの規約及び利用上の諸規則を遵守せず、または当社の指示に従わなかったとき。
 - 利用者が公の秩序または善良なる風俗を害する行為をしたとき。
 - 利用者が支払能力がないことが明らかであるとき。
 - 災害その他不可抗力により、展示ホール等の貸出が困難となったとき。
 - 災害の発生により、千葉県、千葉市が国際展示場を避難所等に指定したとき。
 - 感染症の大規模流行等により、国、千葉県、千葉市から当社に対して営業自粛の要請があったとき。
 - その他当社の責に帰すことができない不可抗力の結果、当社に施設の管理・運営上やむを得ない事由が発生したとき。
- (1)の①から⑤までの事項により利用承認が取消されたときは、支払い済みの会場使用料についてはお返ししません。ただし、(1)の⑥から⑨までの事項によるときは、会場使用料の返金について千葉県と協議のうえ決定いたします。

13 損害賠償及び免責

- 利用者及びその関係者（関係業者、出展者、来場者を指す。以下同じ。）が、国際展示場の施設、設備、備品等を毀損または滅失したときは、利用者へその損害を賠償していただきます。
- 利用者及びその関係者が第三者に損害を与えたときは、当社は一切賠償の責を負わず、利用者へその損害を賠償していただきます。
- 利用者が、この規約及び利用上の諸規則に違反したことにより損害が発生したときは、利用者へその損害を賠償していただきます。
- 11の(2)または12の(1)により、当社が利用承認を取消したことにより発生した利用者及びその関係者の損害については、当社は一切賠償の責を負いません。

14 優先関係

この規約の定めと利用上の諸規則の定めと相違がある場合は、この規約の定めを優先します。

15 秘密の保持

当社及び利用者は、業務上知り得た秘密を、相手方の承諾なく第三者に漏らすことはできません。

16 協議

この規約及び利用上の諸規則に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、当社及び利用者は、誠意をもって協議し決定するものとします。